

浄化槽管理士講習会について

令和元年の浄化槽法改正（令和2年4月1日施行）に伴い、千葉県では、「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則」を改正しました。今回の改正により、本県で登録を受けた浄化槽保守点検業者は、登録の有効期間ごとに1回以上、営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に対し、研修の機会を確保することとなりました。（千葉県のHPより）

なお、令和2年度、3年度に更新時期を迎える登録業者には、経過措置が設けられています。

浄化槽管理士研修会の補足説明

令和4年4月1日

令和2年度（平成32年度）及び令和3年度（平成33年度）に更新を迎える業者については経過措置を設けています

令和4年度より保守点検登録条例に基づく浄化槽管理士の研修会受講義務化適用

更新時期

令和2年度

令和3年度

令和4年度

（次回の更新までに受講）

（次回の更新までに受講）

（条例の適用）

令和2年度（平成32年度）及び令和3年度（平成33年度）に更新を迎える浄化槽保守点検業者については経過措置を設けていますので、直近の更新までに研修受講を済ませる必要はございません。以下の時期までに、所属する浄化槽管理士に研修を受講させてください。

- ・ 令和2年度（平成32年度）に更新を迎える業者⇒令和7年度の更新までに受講
- ・ 令和3年度（平成33年度）に更新を迎える業者⇒令和8年度の更新までに受講

なお、経過措置は令和2年度及び3年度に更新を迎える保守点検業者のみが対象となりますので、**令和4年度（平成34年度）以降**に更新を迎える保守点検業者は、更新期限までに**研修受講が必要**となります。

令和4年度（平成34年度）に更新を迎える業者は、更新期限までに**研修受講が必要**となります。令和2年度及び3年度に研修会の受講をして下さい。

千葉県環境保全センターは毎年、研修会を開催予定です。登録更新に合わせて計画的な研修会の受講をお勧めします。

他の都道府県で同様の研修を受講したが、千葉県の研修を受講する必要があるか。

A. 本県の研修を受講する必要があります。

ただし、他の都道府県と研修の内容が共通する部分（技術的分野など）については、他の**都道府県で受講済みとみなすことも可能**です。研修プログラムの一部免除を希望する場合は、研修を主催する団体にお問合せください。

他の都道府県と研修の内容が共通する部分（技術的分野など）については、免除され、**千葉県の浄化槽行政及び検査機関の講義のみ**を受講して頂くことになります。詳細は保全センター事務局までご連絡下さい。